

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）小田池地区）計画を平成27年10月5日定めた。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成27年10月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

香川県知事 浜 田 恵 造